



税金以外の相続対策 (もしもの備え)について

※ はじめに

11月になり今年も残り2ヶ月を切りました。最近急激に冷え込み、冬が近づいてきたと実感しています。

さて、今月号は税金以外の相続対策の必要性をメインテーマに据えました。相続対策と言えば税金対策をイメージされると思いますが、今回は税金対策以外の内容を記載しております。

読んで頂いた際に、問題点を共有できた方は相続に関する情報を整理してご理解頂けている方だと思います。

問題点をご覧頂いた際に驚かれた方は対策が充分でない可能性がございますので、一度対策をご検討されてはいかがでしょうか？

※ ワンポイント解説

税金以外の相続対策の必要性をメインテーマに、実際にトラブルが生じている財産の水準や、財産の種類について取上げております。

また個人の内容と共に、会社への影響も記載しております。特に、借入金について返済不能に陥った場合の信用保証協会への返済義務、連帯保証人の相続について内容の確認です。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

ワンポイント解説

I. 税金以外の相続対策（もしもの備え）について

最近相続対策・相続税関連の新聞記事をよく見ます。『大切だが考える時間がない、まだまだ先の話、自分には関係のないこと』と現時点では各々捉え方に違いはあるかと思えます。いずれにせよ大切な事ですから情報として知っておいて頂ければと思います。

1. 相続が争続に・・・

争続は、相続に伴い争いごとが生じることを相続とかけ表現する言葉です。それまで仲の良かった親族が争うのは、なんとしても避けなければいけません。

では、自分自身に置換えて考えてください。争続になりませんか？『うちはそんな財産がないから大丈夫』『うちは親族仲が良いから』と考える方がほとんどではないでしょうか。

一方、事実として『争続』は増加しています。現実問題として、どのようなケースで問題が生じているか確認しながら、自分自身に置換えて整理してください。

(1) 問題が多く発生する財産の水準はいくら？

『うちはそんな財産がないから大丈夫』という言葉は本当によく聞きます。ここでは、遺産分割時に問題が発生しやすい遺産金額の水準を確認します。

司法統計によりますと、今年の1月～9月の間に調停が成立した遺産分割事件は約6,200件。そのうち遺産5千万円以下のケースが約4,700件と全体の75%を占めています。しかも、そのうち遺産1千万円以下のケースが約2,000件と全体の約32%となっています。つまり大金持ちではなく、遺産が5,000万円以下のケースほど争いが多い結果となります。

また、遺産5,000万円超のケースは10年前からほぼ横ばいですが、遺産5,000万円以下のケースでは、この10年間で50%以上増加しています。つま

り注意すべき、対策すべきなのは遺産5,000万円以下のケースなのです！

(2) なぜ増加しているのか？？

なぜ遺産5,000万円以下のケースで極端に増加しているのでしょうか？一般論では下記の要因が指摘されています。

【財産をもらう側】

ここ数年での相続税改正に伴い、報道等も多くなり相続に関する知識が得やすくなり、権利意識が高まり相続時に権利を主張するようになった。

【財産を遺す側】

十分な相続対策が行えていない。

※もらう側はネット等でも情報を集められ知識レベルが向上しているが、遺す側は情報収集能力に乏しく、対策レベルが向上しておらず、争続が起こりやすい環境になっていると言えます。

(3) 財産の種類によるトラブル

財産の種類によるトラブルが多いのは、主な財産が自宅土地・建物だけといった不動産のみのケースです。不動産は相続人間で分割することが難しく、取り分を巡ってトラブルになりやすいです。

例えば、自宅不動産だけが遺産としてある場合、遠方に住んでいる相続人であれば、『自宅はあげるから代わりにお金をくれ』と主張するケースも想定できます。その際に渡せる現金があれば良いですが、現金がなければ『自宅を売る・売らない』という話になってしまいます。

また上記に限らず不動産の売却はトラブルが多いです。最終的に『売る』という方向性は一緒であっても、『すぐに売る又は落ち着いてから売る』という売却時期の認識のズレでもトラブルに発展す

るケースが多いです。

(4) まとめ

上述のとおり、相続対策は相続税がかかる・かからないの問題だけではございません。遺言書の作成や生前贈与の活用によりトラブルを回避できるケースが多くあります。まだまだ先のことと先送りにせず、検討してみたいかがでしょうか？

2. 会社への影響

上記1. では個人の立場での話が中心でした。ここでは会社への影響を考えていきます。社長にもしものことがあった際に注意すべき点をケースごとに分けてみていきます。

(1) 会社存続を前提

→売上大幅減による会社の存続危機！

社長にもしものことがあった場合、売上が大幅に減少することが想定されます。その時に会社の資金繰りは大丈夫でしょうか？また、会社運営がままならないことも想定されます。明日自分がいなくなったら・・・、会社の売上面・運営面を考えてもその影響は図りしれません。

会社を存続することを前提とするのであれば、その影響を緩和するために、資金面・運営面のケア（生命保険等）は必要です。

(2) 会社清算を前提

→仕入債務、借入金の返済原資はあるか？

会社清算を前提とした場合、会社の債務（仕入債務・借入金等）を支払う必要がございます。現在会社に支払う体力があるか確認してください。

【収入】

- ①売上債権の回収、棚卸資産の売却等による収入
- ②不動産、その他資産の売却等による収入

【支払】

- ①従業員給与・退職金の支払い
- ②仕入債務、その他経費の支払い
- ③借入金の支払い
- ④社長遺族への死亡退職金等

残された遺族のことを考えれば上記④の死亡退職金も支払いたいところですが、そこまで資金が残っているかどうか問題となります。

(3) 共通（信用保証協会、連帯保証人）

①信用保証協会

借入金の支払いで勘違いしているケースが目立ちます。信用保証協会を通じて融資を受けた場合、会社が払えなくなったら信用保証協会が代わりに借金を払ってくれておしまい！と認識されている方がいらっしゃいます。信用保証協会は一時的に立替えてくれるだけで、会社は返済義務から逃れられませんのでご注意ください！！

②連帯保証人、担保

借入れに紐ついて担保提供している不動産や、連帯保証人の問題が生じてきます。自宅を担保に提供している場合は差し押さえ等の可能性もございます。また、借入金に対して社長が連帯保証人となっているケースでは、相続放棄等の一定の手続きを行わなければ、連帯保証人は相続人が引継ぐこととなります。会社を存続するにしても、清算するにしても大きな問題となることは間違いございません！

(4) まとめ

会社への影響は非常に大きいです。上記内容をご存知の方は結構ですが、驚かれた方は時間を作って腰を据えて考えるべき課題です。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフコラム ☆

< 中小企業診断士試験 >

中小企業診断士試験の二次試験が10月26日にありました。本試験会場が大阪マラソンゴール地点に近い施設のため騒音が心配でしたが、電車が混雑した以外は特に問題なく試験に取組めました。結果はどうなるかわかりませんが、今は解放感でいっぱいです！毎日のビールが普段よりおいしく感じます！そして本数が増えてきてます・・・。(武原)

